



皆野町けんこう大使
み～な

国保からの お知らせ

医療費の自己負担が高額るとき

同じ月内に支払った自己負担額が自己負担限度額を超えた場合、国保に申請して認められれば、限度額を超えた分が高額療養費として世帯主に支給されます。

■一医療機関の窓口払いは限度額まで

外来でも、入院でも、一医療機関の窓口での支払いは限度額までとなります。ただし、高額療養費の限度額は所得区分により異なることから、医療機関の窓口で所得区分に応じて限度額を適用するために、「**限度額適用認定証**」または「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」の提示が必要な場合があります。

認定証が必要な場合は交付申請をしてください(町民生活課②番窓口)

ただし、保険税を滞納していると交付されない場合があります。

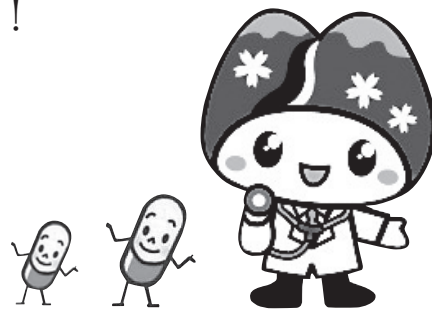
使ってみませんか？ ジェネリック医薬品！！

ジェネリック医薬品を使ってみたいと思ったら・・・

まずは、かかりつけの医師や薬剤師に相談しましょう！

*1つの新薬に対し、たくさんのジェネリック医薬品が販売されています。

*ジェネリック医薬品に切り替えるのが不安な場合は、お試し調剤(たとえば、はじめの一週間だけジェネリック医薬品にしてもらう)も可能です。



こんなかたには 特におすすめ

高血圧や糖尿病などで継続的に服薬しているかたや、複数の薬を服用しているかたは、薬代を減らす効果が特に大きくなります。

- すべての薬にジェネリック医薬品があるとは限りません。
- ジェネリック医薬品に切り替えて薬自体の価格が安くなっても、自己負担額はそれまでと変わらない、または上がる場合もあります。

ジェネリック医薬品とは

「ジェネリック医薬品(後発医薬品)」は、新薬(先発医薬品)の特許期間が過ぎたあと新薬と同じ有効成分で製造した薬のことです。新薬に比べて開発費を抑えられるため、安価に作ることができます。

ジェネリック医薬品の品質・有効性・安全性は、新薬と同等であると、厚生労働省が認めています。

ジェネリック医薬品希望シール

ジェネリック医薬品を希望される場合は、「ジェネリック医薬品希望シール」を保険証やお薬手帳などの余白部分に貼ってお使いください。

ジェネリック医薬品希望カード

医療機関や薬局の窓口で保険証や診察券といっしょに「ジェネリック医薬品希望カード」を提示しましょう。それだけで、ジェネリック医薬品への変更の意思を伝えられます。

～ジェネリック医薬品に切り替えていくことは、個人の負担を軽くするだけでなく、
全体の医療費の削減にもつながります～

問合せ 町民生活課 保険年金担当 ☎62-1232